（７）おもいやり駐車場制度（旧パーキング・パーミット制度）

問合せ先　福祉課障がい班
市役所総合窓口課
各総合支所地域振興課

公共施設などの障害者等駐車場や建物出入口までの経路の長さができるだけ短くなる位置に設けられた一般駐車場を利用できる方を明確化するため、駐車場の利用に配慮が必要な方に利用証を交付し、適正利用を図る制度です。

○対象者（以下のいずれかに該当する方）

・身体に障がいのある方（身体障害者手帳の等級に条件あり）
・４０歳以上の方で、要介護認定を受けている方（要介護度１以上）
・特定疾患医療受給者、特定医療費（指定難病）受給者、小児慢性特定疾病医療受給者の方
・知的に障がいのある方（療育手帳Ａ１、Ａ２）
・精神障害者（障害の程度が重度の方で、精神障害者保健福祉手帳１級の方）
・けが、病気などにより車イスやつえを使用している方（医師の診断等により駐車場の利用に配慮が必要と認められる方）
・妊産婦（母子健康手帳取得時～産後１年の方）

○申請に必要なもの（以下のいずれか）

（１）身体障害者手帳
（２）介護保険被保険者証
（３）特定疾患医療受給者証、特定医療費（指定難病）受給者証、小児慢性特定疾病医療受給者証
（４）療育手帳
（５）精神障害者保健福祉手帳
（６）診断書（※歩行困難な理由、車イス・つえ等の使用期間の明記が必要です）
（７）母子健康手帳